

商工会グットフレンドローン

(2023年7月3日現在)

1. 商品名（愛称）	商工会グットフレンドローン（商工会員提携ローン）
2. ご利用いただける方	当金庫の会員または会員資格を有し、以下のすべての条件を満たす法人または個人事業主のお客さま ① 当金庫と提携ローン契約を締結した商工会議所・商工会等*の会員の方 ② 群馬県信用保証協会の保証を受けられる方 ③ 業歴2年以上で、群馬県内の当金庫営業区域内に住所または本店を有する方 ④ 当金庫との取引または当金庫が提携する外部信用情報機関において、不良な情報がない方 ⑤ 当金庫の審査基準により審査し、貸出が適当と認めの方 *提携ローン契約先 桐生商工会議所 太田商工会議所 館林商工会議所 群馬伊勢崎商工会 玉村町商工会 太田市新田商工会 桐生市新里商工会 桐生市黒保根商工会 群馬県法人会連合会 みどり市商工会
3. 資金使途	運転資金または設備資金 ただし、不動産購入資金は除きます。
4. お借入金額	100万円以上3,000万円以内（10万円単位） ただし、直近決算における2カ月分以内です（本商品の既貸分を含みます）。
5. お借入期間	5年以内 最長6カ月の元金返済据置も可能です。
6. 担保・保証人	・保証協会付保とします。 ・保証人は、以下の方とさせていただきます。 【法人のお客さま】代表者 【個人事業主のお客さま】不要 ・担保は原則不要ですが、当金庫および保証協会が必要と認めた場合には、徴求することがあります。
7. 返済方法	・元金均等返済 ・返済日は、ご都合に合わせて選択いただけます（ただし、毎月一定の日となります）。
8. 金利	変動金利 ・お借入期間中の金利変動について 毎年4月1日と10月1日の当金庫所定の長期貸出最優遇金利（長期プライムレート）を基準として年2回見直しを行います。見直し後の新利率はそれぞれ翌々月の約定返済日の翌日から適用します。その場合、長期貸出最優遇金利（長期プライムレート）の変更幅と同じだけ引き上げ、または引き下げとなります。 ・お借入金利はお申込時ではなく、実行時の金利が適用されます。現在の金利については、店頭でご確認ください。
9. 金利特典	「セーフティネット保証5号認定」（緊急保証）での取扱いの場合、基準金利▲0.20%の優遇金利を適用させていただきます。
10. 手数料・保証料	・印紙代等諸費用は、別途ご負担いただきます。 ・保証料は、お借入時に別途ご負担いただきます。 ・条件変更手数料 期日前完済、一部繰上返済、条件変更等の場合、手数料がかかります。（別紙手数料一覧表をご覧ください。）

次頁に続きます

<p>11. 苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時、電話：0120-277-622）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）（以下「東京三弁護士会」という）または群馬弁護士会（電話：027-233-4804）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
-------------------------------	--

◎ お申込みに際しては事前に審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。